

共通論題：『M&A, TOB等のハイリスク分野で活躍した 企業家群像の実像と虚像—岡部廣, 島徳蔵から孫正義まで—』

買占め・乗取りを多用する資本家の虚像と実像

—企業家と対立する「非企業家」概念の構築のための問題提起—

小川 功 (Isao OGAWA)

滋賀大学経営学部

1. はじめに

企業家研究フォーラム年次大会での共通論題からちょうど8カ月後の平成19年3月16日東京地裁で堀江貴文被告に対する判決があった。この事件は幅広い学問分野でもそれぞれ注目され、論評が加えられてきている。堀江被告は現役で活躍中のころから毀誉褒貶、様々な評価が相半ばしていたが、その悪評の理由は巷間「ヒルズ族」などとも称される彼らの多用するM&A, TOB等の強引とも見える手法に対する反発・軋轢が大きく作用しているように思われる。

リスクと破綻の歴史から現在を読み解こうとする立場から筆者も当「企業家研究」第2号で、当時ニッポン放送に敵対的買収を手掛け世間を騒がせていた「IT長者」が単なる「IT成金」で終るのか、「今様天一坊」として虚名を千載に残すのか否かは甚だ興味深い(小川, 平成17/6, 66頁)と述べた。その理由は明治大正期に堂島米穀取引所, 豊川鉄道, 八溝金山, 日本倉庫, 仁寿生命, 内国通運等多数の買占め・乗取りを敢行し「天一坊」「投機界の手品師」などと称された松谷元三郎との類似点が見受けられ、特に「やまと新聞」の訃報にある「計数の打算には非常に俊敏なものと、悪事をやるにも、かの童顔稚姿に色にも出さぬので、世が騒ぎ過ぎた」(T10.8.28法律)との文言が正に「今様

天一坊」を彷彿させるからである。

新聞に掲載された「判決理由要旨」(以下H19.3.16日経, 朝日各紙)によれば, 小坂敏幸裁判長は以下のように厳しい見解を示した。すなわち「投資者に飛躍的に収益を増大させている成長性の高い企業の姿を示し, 投資判断を大きく誤らせ, 多くの市井の投資者に資金を拠出させた」当該事件を「企業情報開示制度の根幹を揺るがし, 証券市場の公正さを害する極めて悪質な犯行」と断罪した。まず弁護側が独立したファンドと主張した投資事業組合については「いずれも脱法目的で組成された」と認め, ライブドアによる粉飾目的のダミーだったと認定した。そして「グループの不動のトップとして君臨し, グループ内で絶大なる権限を保持し…中心的な役割を担った」被告は①「見せかけの成長にこだわり, 短期的な企業利益のみを追求し, 「前年を上回る業績の向上を公表することを強く希望し, その達成を推進」, ②「そのスキームは企業会計が十分整備されていない投資事業組合を悪用し脱法を企図した…など, 粉飾の手口は巧妙」で, ③「本来は利益の発生し得ないところに利益が発生しているように偽り, 見せかけの成長を装って, 「一般投資者を欺き, その犠牲の上に立って, 企業利益のみを追及」, ④「投資家の犠牲の上で時価総額を短期間に拡大させる一方, 株式を売って多額の資金を得」, 「結果的に本件犯行の利益を享受」したのに, ⑤「一般投資者に対する謝罪の言葉を述べるこ

ともなく、「虚偽情報にほんろうされる投資者への配慮といった、上場企業経営者としての自覚は微塵も感じられない」として、全体として「強い非難に値する」、「刑事責任は相当に重い」と判断した。

本稿の主題は当然ながら当該判決の論評ではなく、裁判長が量刑の部分で「企業集団の最高経営責任者」である被告の行動全般に対して「上場企業経営者としての自覚は微塵も感じられない」（以上いずれもH19.3.16日経、朝日各紙）と、企業家としては最も厳しい異例の評価まで言及している点である。被告を弁護した高井康行弁護士は厳しい実刑判決の結果、「若い人たちは萎縮し、新しいことにチャレンジする活力がそがれる」（H19.3.16朝日）と懸念した。法律の門外漢たる筆者の勝手な解釈によれば、弁護士は一時期「改革の旗手」とも称された被告を、あくまで若い人の手本となるべき新進企業家とでも解するのに対し、裁判長は倫理観が欠如（上記の④、⑤など）したいわば「異端児」（H19.3.17日経）とでも把握したのであろうか。

2. 買占め・乗取り事件に関与した人物

当該判決の対象外の事件ではあるが、被告がニッポン放送・フジテレビ陣営に対して行ったような、いわゆる敵対的企業買収や、より広く株式等の買占め・乗取り行為全般について歴史的に検証してみたいと考える。

そもそも単一銘柄・単一商品等の一手買占め行為は、幅広い銘柄等に分散投資するリスク分散の正反対の行動であり、リスク集中を意味する。しかも究極的に議決権の過半数を掌握しようとするため、勢い巨額に達する取得資金は自己資金で賄えず、ほぼ全額を借入金に依存せざるを得ない。巨額の負債を起して買占め・乗取りを敢行することは典型的なハイリスク・ハイリターン型のリスク・テッキングである。買占めに関する古典的な概説書¹⁾の多くも「買占めは投機思惑に依って行はれるものであるから、多く失敗の歴史を持ち、成功したものは非常に

少い」（南波、昭和5、4頁）、「世上に謳はれるやうな買占をやった者は大抵亡び」（狩野、大正15、189頁）などと解説する。例えば鐘紡の過半数株式を買占め、武藤山治らを追い出した鈴木久五郎（鈴久）は敵対的企業買収を成功させた希有な人物の一人であるが、直後の株価大暴落の中で敗退を余儀なくされた。大川平八郎、穴水要七ら同業者が冷徹な打算の下に買収した東京板紙の事例は成功したが、南波礼吉は東京「板紙の買占めばかりは東株七十年の歴史にも全く珍しいこと」（南波、昭和28、144頁）と、例外扱いする。

このような株式市場での大掛かりな買占め事件は世間の話題を呼び、同分野での概説書等でも繰り返し取り上げられて来てはいるが、「悉く取引所市場を舞台にした」（南波、昭和5、17頁）著名な事件が中心であって必ずしも網羅し尽されているわけではない。筆者もこれまで以下のような若干の買占め・乗取り事例（関与者名）について取り上げたことがある。すなわち明治期では①参宮鉄道（油屋熊八、松谷元三郎、石田卯兵衛）、②豊川鉄道（松谷、横山源太郎）、③西成鉄道（鷲尾久太郎、帯谷伝三郎）、④高野鉄道（北村六右衛門）、⑤大阪生命（岡部廣）、⑥阪鶴鉄道（香野蔵治）、⑦九州生命・北陸生命（岡部）、⑧京都生命（岡部）、⑨真宗信徒生命（岡部）、⑩八溝金山（松谷）、⑪仁寿生命・日本倉庫（松谷）、大正・昭和戦前期では①篠山軽便鉄道・兵庫電気軌道・鬼怒川水力電気（伊藤英一）、②徳島毎日新聞社・徳島日日新報社（松島肇）、③大阪農工銀行（高倉為三・上田弥兵衛）、④東京乗合自動車（荒城誠二郎）、⑤武蔵電気鉄道（五島慶太）、⑥上毛モスリン（川又貞次郎）、⑦総武銀行（玉屋時次郎）、⑧芸備銀行（松浦泰次郎、小口今朝吉ら）などであった。²⁾ このほか石井定七、富倉林蔵（鐘淵紡績）、守山又三（三品）、小原達明（内国通運）、小野慶蔵（九十銀行）など買占めに関与した人物についてもそれぞれ関説・言及した。³⁾

しかし上場株など著名な買占め事件のほか非

上場・地場銘柄を含めると、買占め・乗取りないしこれに準ずる事例（未遂を含む）などは恐らく無数に存在するのであろう。したがって上記の限られた事例から全体像を推論することには問題もあろうが、管見の限りでも買占め・乗取りに関与した人物は実にユニークなキャラクターの持主であるように思われる。

一つは強烈なる自己独占欲である。明治29年「天一坊」松谷元三郎とともに参宮鉄道を買占めつつあった石田卯兵衛（石卯）は「頃日人に語りて曰く、予に宏壯なる家屋なし。亦子孫を養うべき美田なし。乍併参宮鉄道丈は全く予が有に帰せんとす。鉄道の敷地も機缶車も將た停車場も皆我が有たれば足れり」（M29.鉄道13, 42頁）と、今や世襲財産化しつつある参宮鉄道の完全支配ぶりを誇示・自賛したという。次には飽くなき投機癖である。松谷自身も「ソんなに失敗しても尚ほ相場は廃められない…乾坤一擲の快挙であるから、勝ても負けても愉快で堪らない。惟ふに負けても勝ても何時も十万円以下で済んだ例しがない」（朝比奈，明治42，p295）と、投機狂ぶりを自認している。三つ目は買占め行為に不可避なる非公然志向である。松谷は常に「黒幕の人として…蔭に隠れ」（長谷川，昭和32，262頁）、「自分の名を出さず、架空の人間の名を使って注文を出」（勝川，昭和27，p59）すことを常套手段としていた。

さらに近代的な着眼点も挙げられよう。松谷自身は「雨敬に乃公ほどの智慧があったらばナー」（朝比奈，明治42，p289）と、天下の相場師・雨宮敬次郎（雨敬）を凌駕する頭脳プレイを誇示した。現に内国通運の買占めでは「全国の枢要な都市に沢山の土地を持ってゐる…会社を解散してその土地を処分すれば莫大な土地評価益が生れて来る」（狩野，大正15，114頁）と睨み、現代の企業買収ファンドと同じ発想を約百年前から独自に編み出していた。

こうした松谷の「選口はいつも奇抜、且つ悪辣」（狩野，大正15，199頁）、「常に乾坤一擲の大投機を演じて、浮沈波乱重畳を極めた古今未曾有の怪物」（野依，昭和7，497頁）で、「少

しも悪辣の手段を講ずるに躊躇せず…善からぬ策に出…兎角世に不評を招ける」（M43.8.6.保銀）「投機界の手品師」（朝比奈，明治42，289頁）などと評された。堂島米穀取引所の乗取を成功させた大物相場師の高倉藤平すら明治34年時点では「松谷天一坊に一杯食されて…終に仲買を廃業せざるを得な程の酷い目に逢った」（朝比奈，明治42，306頁）と告白するほどであった。

以下は大阪農工銀行の経営権の奪取を目的とした野心家群像と会社側の株主工作を戦前期の敵対的買収の一事例として、「我が国の買占史から、石井定七なる人物を省いたならば、内容が頗る空疎」（南波，昭和5，132頁）となるほどの石井定七の特異な性向を、問題提起の前提としてそれぞれ簡単に紹介しておきたい。

3. 大阪農工銀行乗取り事件と高倉為三・伊藤英一

大正6年の郵船株買占めの本尊のとされたのが、七転八起の末に大阪の堂島米穀取引所を乗っ取って理事長におさまった相場師の高倉藤平である。高倉は「当時とかくの評ある社長近藤廉平氏を追い出し、自分が天下の郵船社長におさまる」（松永，昭和34，p150）腹を固め、松井伊助、小島文次郎らと連合、大正6年夏「同郷関係から東京の織田昇次郎氏等と呼応して郵船株を買進」（奥村，昭和6，p107）んだ。買連合の圧力に8月末「頑強な近藤社長も遂に我を折って関西側から一人の重役を容れる事となり、其の間の幹旋には利光鶴松氏が立ち、先づ高倉藤平氏が入社する事になつて之に関する協議のため」（小松，昭和7，p214～5）上京したが、直後の9月7日44歳の若さで急死した。金主の北浜信託も買占めの失敗で百万円の資本金を超える欠損を生じたため、「生前既に多額の借金を背負ってゐた」（T12.1.11大毎）高倉が以前にも自殺を図った事情を知る者は「郵船株その他の買方であった丈、之はどうも変だ」（奥村，昭和6，p133）とまず自殺を疑ったという。養子の高倉為三も「先代の残した二百万

円ばかりの借金を、きれいにしたいばかりで鐘新戦を思惑した」(武井, 大正15, 139頁)原因との根強い説もある。

一方、後年の大阪農工銀行(大農と略)では高倉為三が堂島派の参謀・上田弥兵衛(上弥)代議士、広沢耕作等、堂島の米穀仲買人一派ともに大正11年6月29日1.6万株の名義書換を行い、株主名簿を閲覧した。上弥の主張によれば「大農側では…一味が乗取りの計画をしてゐるものと邪推し、襖の陰から槍を突き出すやうな態度を取って来たので…開戦の火蓋は正に大農側から切った」(T11.7.9読売)とする。大農側では諸方面から委任状の蒐集をした堂島派に開戦の責任があるとするなど、双方の主張は真向から対立した。為三は7月初旬、「積極主義を以て益々行運の隆昌に資し、今や旭日昇天の勢を以て全国農銀中に覇を称へ」(丹羽, 大正7, 99頁)る兵庫農銀⁴⁾と対比させて、大農「弘世<正二郎>頭取の営業方針が兎角保守退嬰的なる為、成績不良」(T11.7.12大朝)、「全く現重役の無能を語るもの」(T11.7.9大毎)と批判、「均しく農銀でありながら大阪農銀の不振、斯の如く甚だしきは株主として看過し難き処なるを以て、此際新進気鋭の高倉為三を重役となし、大に業務の刷新を図らざるべからず」(T11.7.14大朝)との長文の「経営革新計画」を株主に配付した。傘下の仲買人の縁故を辿って「死物狂ひで委任状の蒐集に努め」(T11.7.11大朝)、重役を更迭し、「高倉為三氏を後任頭取に推挙したい」(T11.7.9大毎)と主張した。為三の養母・高倉トヨも大正11年7月「突然為三が参りまして『お母様、今度農工銀行の頭取になります…知事さんも御承知だし、上弥さんも一緒です』と申しました」(T11.12.9大毎)と、「上田<弥兵衛>君とは大阪時代から懇意」(T12.2.1日出)を自認する池松大阪府知事の関与を証言している。無能呼ばわりされた大農頭取の弘世正二郎(日本生命専務弘世助太郎の実弟)は「一夜潰の新株主が我々を攻撃するのは片腹痛い」(T11.7.9大毎)と「烈火の如くに憤激」(T11.7.14大朝)した。そして「二十年か

ら苦心して育て上げた農銀を今追ひ出されて堪まるかいと兄貴の日本生命専務弘世助太郎君の応援の下に兄弟鬩を揃へ」(T11.7.11大朝)で敵対的買収に対抗、7月5日付で全株主に「斯る事柄を目論むものは好んで財界を攪乱するものに候間」(T11.7.14大朝)と、「政友系の某策士が潜在してゐた、此内面的秘密のあること…かうした事情の胚胎せることを仄めかし」(T11.11.30大朝)、自行への委任状回収の依頼状を郵送した。為三系の東洋毛糸紡績で取締役だった田附政次郎は「農銀問題の起った時、既に辞表を提出」(T11.12.3大毎)したり、為三系の東華紡績で取締役の河崎助太郎も「高倉氏が農銀乗取運動を行つて以来、同氏の態度に少なからず不満を抱」(T11.12.2大毎)くなど、為三周辺からも敵対的買収に疑問の声があがった。

高倉派が集めたのは13万株と称され、「最も纏まったものは神戸伊藤英一氏の四万株」(T11.7.12大朝)で、「高倉氏等の計画は実に此の四万株に出発した」(T11.7.12大朝)という。高倉派に味方した伊藤英一とは「播州長者」伊藤長次郎の分家で、地元の播州鉄道(播鉄)を本拠として、「播鉄を振出しに日本の鉄道王になる」(T9.4.14神戸)との強い願望を抱く鉄道資本家であった。新宮軽便鉄道、篠山軽便鉄道、兵庫電気軌道など周辺私鉄を次々に買収ないし乗取り、さらに歩を進めて北大阪電気鉄道、大阪高野鉄道にも手をつけた。伊藤は名義上の「御雇重役」で固めた浪速信託等を思惑のための走狗として「戦後経済界の好況に乗じ一躍巨利を博せんことを期し、鬼怒川水電株、大阪農工銀行株其他諸株式に大思惑を樹て、一時相当巨利を収め」(T9.9.5内報)、小田原急行鉄道の親会社でもある「鬼怒川水力電気の株式過半数を買収して、利光を追い出して鬼怒川水力電気の社長になろうとした」(三鬼, 昭和29, 221頁)敵対的買収をも辞さぬ野心家とされる。

高倉派は同類の伊藤の大農「四万株といふ大物に目をつけて委任状交付を懇願した処…それ程御希望とあればお渡ししてもよいが、其代り

五十万円頂戴しませうか」(T11.7.14大朝)と高倉を吹っ掛けられ、高倉側が資金を用意できなかったため、四万株の委任状は「現頭取側の手に入って…昨日の優勢は今日の頽勢と早変わり」(T11.7.12大朝)した。弘世助太郎と同郷の下郷伝平は「<弘世>君の令弟正二郎氏はその<大農>頭取であったが、或時、不純な目的を以てこれが乗取りを策する者が現れたので、それを知った君は、かうした野望を逞しうする者に勝利を与へてはならないとの正義感から、正二郎氏に力を藉して極力防御に努め、見事に撃退された」(守田, 昭和15, 4頁)と回顧している。

「革新派が敗北する時は折角少壮実業家として売出した高倉氏の面目は丸潰れとなる」(T11.7.13大毎)ことを心配した加島銀行⁵⁾の祇園清次郎らが永田仁助を調停役に担ぎ、弘世助太郎との間で交渉が行われた結果、この乗取り騒動は永田が「弘世頭取をして革新を声明せしめた上、取締役一名を革新派から選出する」(T11.7.14大朝)との仲裁案を出し、高倉が取締役に加わることで一応決着した。しかし高倉の参加を懸念した市来蔵相は「今後…放漫なる経営を為すが如き事の出来ざる様、頭取に於て十分の注意を払ひ最善の努力をなすべき事」(T11.7.22大毎)との和解条件を付加させた。これを受けて農銀が高倉から「銀行の貸出方針に関しては一切関係せざること、同行に金融を依頼せないこと」(T11.11.30大朝)との一札をとって蔵相に提出させたため、結局高倉の大農乗取りの目論見は失敗した。

大農買占め事件について、大阪朝日新聞(遠藤記者)は当初から「改革派と称する一派の…改革目的は是等一派の機関銀行たらしめんとのかえにある」(T11.7.9大朝)と明確に見抜き、乗取り反対の立場を鮮明にしたため「高倉君等から少なからず恨みを収け、其機関新聞によりて手痛く攻撃」(遠藤, 大正11, 82頁)されたという。同紙は高倉の日本積善銀行休業の第一報で「今にして思へば此の乗取策は<高倉>氏の苦境を糊塗せんとする手段であった」、「農銀

乗取策の魂胆が読めた」(T11.11.30大朝)と、高倉の農銀乗取りが積善資金難の伏線だったと強調した。すなわち「何でもよいから頭取の椅子を明渡せ」との主張の背景は「平重役では行金を自由にすることが出来ぬから」(T11.11.30大朝)であり、「今日から見ると、彼が農銀乗取りを策するに至ったのは、即ち大農を以て、当時已に資金の固定に苦しみつつあった積善銀行救済資金の金穴たらしめんとした」(T11.11.30大朝)ものと解した。また伊藤英一を支えていた増田ビルブローカー銀行が破綻し、パトロンを失った伊藤も「思惑の失敗に依り目下收拾すべからざる実情に陥り」(T9.9.5内報)戦意喪失、本拠の播州鉄道でも五島慶太に再建を委ねる形で失脚した。五島はこの後、自ら専務をつとめる武蔵電気鉄道をMBOにより完全な経営権を奪取した後、伊藤を見習う形で池上電気鉄道⁶⁾等の競合私鉄に敵対的買収を次々に仕掛け、強盗慶太の称号まで得て完全に伊藤のお株を奪うことになる。

4. 「横堀將軍」石井定七の特異な性向

石井定七は明治12年6月8日滋賀県甲賀郡に生れ、「小僧時代から小柄巧で、目から鼻へぬける底のかしこさがあった…定七は小学校を出るか出ないかに大阪へ出て、石井材木店の小僧となった」(狩野, 大正15, 158頁)が、「色白な中肉中背、目はしの顔るきいた俊敏な若者」(高橋, 昭和32, 81頁)であった。東区横堀の名門今木屋一統の家形屋(商号今定)の先代・石井定七に認められ婿養子となり、明治42年3代目石井定七を襲名した。

石井は造船・車両関係の原木で大きく儲け、家業で「材木王として知られるのほかに、株式でも綿糸でも期米でも生糸でもなんでもござれの怪腕を各方面に発揮」(T11.3.1大毎)し、「まだ其の上に横浜の生糸はござれ、太平洋の彼岸米国の銅相場にまで手を延ばし、骨董界では山陽物の相場を狂はし」(奥村, 昭和6, 184頁)、「相場師としての本領がこのくらいまで発

揮された事は珍しい」(T11.3.3中外)として、当時の各紙で盛んに報じられた。大正9年の資産総額は8千万と称されたが、その直後の大暴落で打撃を受け、その損失を取戻すべく手掛けた米相場での100万石の思惑、新鐘32万株の超大型買占めに相次いで失敗した。石井の破綻が報じられると、「関係銀行ハ周章狼狽シ…彼ノ自宅ニ駆付ケ…甚シキハ六番抵当ノ設定ニモ及」(日銀、大正12、704頁)んだ。第一銀行の明石照男は「数十行と云ふ多数の銀行、然もその中には東西の一流銀行迄が一介の相場師の為に誤られた」(明石、昭和13、83頁)と嘆くが、一人で実に8,437万円も借りまくり、「借金王」の名も冠された。

また当時の新聞も「財界の指導者を以て任ずる金融業者が、石井の如き札付の相場師に無謀の投機資金を融通した事」を「我が金融界に於ける未曾有の大醜態である」(「銀行家を警む」T11.5.20東日)と厳しく指摘した。しかし白川朋吉とともに、公判で石井を弁護した当時高名な弁護士の花井卓蔵は「石井は個人として開闢以来未曾有の大借金をした豪傑」(S3.1.5法律)、「齢甫て二十七、投機界に出入して以来、赤手空拳、或時は八千万円の大資産家となった程の被告である。…元来太っ腹の男であって、乾坤一擲的に進むを知って退くを知らざる男」(花井、大正15、2-3頁)と評した上で、「石井定七の大相場師たることは三尺の童子も之を知る」(花井、大正15、51頁)と天下周知の乾坤一擲の大相場師に金を貸して今更詐欺とは何事かと銀行側の不明を論じた。三井銀行常務の池田成彬は発覚時に「石井の如き奴に貸出すのは銀行論の一頁を読んだ者でもせぬ」(T11.8.30東朝)と、「大阪銀行屋の態度を木葉微塵に叩きつけ」(T11.8.30東朝)たが、石井は銀行重役には手掛ける仕手銘柄を教えて儲けさせ、中堅幹部は横堀六丁目の「自宅へ招き所有の書画骨董を見せて肝を奪った…石井はよく考えていた。上層には利慾を以って、中層には実力を示すと云う事をやった」(山口、昭和32、134頁)という。石井は美術品収集でも佐竹本三十六歌

仙絵巻の小野小町の絵をクジで引き当てる強運の持主でもあった。

石井に騙された大手銀行支店支配人は公判で「かく石井を大切な客と信じたればこそ、ただ一筋に銀行の為を思ってやったことが…重役にまで罪人扱ひにされることは心外…全く最後まで石井定七を過信し切った大馬鹿者の自分を悔ゆる外一語もありません」(T12.11.20大毎)と嘆息し、同行の担当常務も引責辞任に追い込まれた。これに反して石井の誘惑作戦を察知した大阪の山口銀行は、「考えて役名だけは貸金に關係ありそうでその実何も無い」(山口、昭和32、134-8頁)行員を石井邸へ表敬訪問させて事なきを得たという。

石井自身が裁判所へ提出した上申書の次の一節を読むと上述のような石井評が的外れではないことをうかがわせる。「支払停止ノ十一年二月二十八日マデ間断ナク思惑ヲ継続シテ居ッタ…思惑ハ一々枚挙スルコトノ出来ナイ程沢山アリマス。綿花。綿糸。銅ノ現物或時ハ船舶ヲ所有スルナド限リナイノデアリマス。…其<財産>八割ヲ失ヒタルモ尚ホ二割千六百万円ハ残リアルヲ以テ、被告ガ二十数年前商売ヲ初メシ当時ノ無財産ヨリ見レバ大ナル成功ノ場合ナルヲ以テ、敢テ挽回策ヲ講ズル要モナク、生涯ニ於テ破産ノ運命ニ陥ルナドトハ夢想ダニモ考ヘ居ラナカッタ」(花井、大正15、付録39頁)

石井の特色としてダミー会社やダミーを多用した点が挙げられる。まず石井関係の振出手形が巨額に上っているのは矢野時二郎をはじめ石井配下の商人や「親類縁者が相当に手形を振出して各取引銀行で割引いて高利又は手数料をとって石井に貸したもので、これ等の手形関係者は当時の興信所の信用録を見ると何れも二三十万円の資産家で、石井の破滅と共に大抵債務超過の者ばかりであった」(小沢、昭和8、400頁)とされる。石井に手形を書いて連鎖倒産した今木屋一統の今新「後継者は出奔して行方知れず…今定も外地へ出たという噂」(今木、平成元、46頁)が材木商仲間て流された。

同業者としての石井を熟知する今木善助は自

信満々の石井がまるで「『金儲けの仕方教えたる』と言わんばかりの振舞」(今木, 平成元, 37頁)であったと回想する。元記者の奥村千太郎は石井定七が「支払停止一件から裁判沙汰になった時, 法廷の取調べが済むと, 直ぐさま裁判所内から電話で売った買ったの駆引を指図する熱心振り, 恰も取調べられたのは他人で有ったかのやう」(奥村, 昭和6, 184頁)で「未だ曾て心配をして睡れないやうな経験は, 生まれてから一度も無い」(奥村, 昭和6, 186頁)無茶・無神経さに呆れている。

また石井は十数社に社長, 代表取締役, 役員として関係したが, 東洋林業殖産, 東洋帆布, 浪速鋳業, 関西綿業の「関係会社中四会社ハ全く彼カ金融ノ目的ヲ以テ設立セシ幽霊会社ニシテ, 一トシテ設立目的ニ副フ事業ヲ完全ニ遂行セルモノナク, 重役ハ全部石井ノ縁故ノモノヲ以テ之ニ当テ, 其設立ニ際シテハ株金ハ一切高知商業銀行ニ払込ミ, 同時ニ同行ヨリ同額ヲ借入レ, 又斯クシテ獲得セル株式ヲ担保トシテ高知商業銀行, 其他ノ銀行及前記四会社ト同様其実権ヲ握レル土地株式会社等ヨリ借入金ヲ為シ, 或ハ前記諸会社ノ保証ニヨリ資金ヲ調達」(日銀, 大正12, 707頁)した「幽霊会社」と断定された。また「大阪支店設置の際…定七の援助を受けた」⁷⁾高知商業銀行を自己の分身として利用した架空の預金証書を駆使して, 信用補完を行った。石井自身も「同銀行ハ従来何回トナク預金者ノ取付ニ遭遇セルヲ以テ, 被告ハ何百万円ト云フ金ヲ居スル覚悟ノ下ニ救済セシコトハ屢々アツタ」(花井, 大正15, 42頁)としている。蔵相等を務めた井上準之助は「大阪の石井某と云ふ者が破綻致しました場合に, 高知商業銀行と云ふのが同時に破綻致しました。これは千五百万円の金を高知商業銀行が同人に供給して居る。どうしてそんな預金があったかと云ふと, 一方には預金して一方には貸出をする。其預金証書は同人が余所に持って行って又再び担保に入れて居る。千五百万円の預金を高知商業銀行にして其預金した金を自分が皆使ってしまった, 其上に預金証書は外の担保になっ

て居る訳で, 千五百万円の金を二重に使って居る」(井上, 昭和10, 89-91頁)と, 石井流錬金術を解説している。

5. M & A, TOB等で活躍した企業家群像の実像と虚像

冒頭の裁判でも堀江貴文被告を「企業家」とみるか, 「非企業家」⁸⁾とみるかの大きな意見対立があったが, 上記の高倉為三, 石井定七らの事例でも買占め・乗取り分野に大きく関わってきた企業家全般に対する世間の評価も功罪相半ばするものがあり, 毀誉褒貶が定まらない人物が多く存在するようである。この分野は実に多種多様な企業家・非企業家の活躍する, いわば百鬼夜行とも形容すべき特異な領域であり, その意味から企業家研究(ないし非企業家研究)の宝庫ということができよう。英米では通常領域から逸脱した, いわばアブノーマルな経済主体についての研究も盛んで, たとえばチャールズ・ボンジという大衆投資家を食い物にした巧妙な商法を考案した開発者の名前は多くの経済学文献等にも堂々と登場する。

ところでライブドア事件の宮内亮治被告自身は近著「虚構」の「おわりに」で「ライブドアは, やがて経済史に「行き過ぎたベンチャー企業」として刻まれるのだろうか」(宮内, 平成19, 248頁)として, 早くも「経済史を飾る」覚悟を披露している。しかし我国では「天一坊」松谷元三郎や, 「横堀将軍」石井定七などの事跡を記載した文献・人名辞書等は極めて限定されており, 宮内被告が期待するほど「経済史」に彼らの座るべき positioning が確保されているわけではない。その意味では当企業家研究フォーラムが2005年年次大会で, 「企業家の特異条件—狂気・異形・才覚」を共通論題に取り上げたことは実に先鋭的であり, 正に画期的な取組みというべきであろう。

ともあれ証券・金融等での一部の研究を除けば, 我が国の合併・買収・買占め等の分野はまだまだ体系的な研究が未開拓な分野であり, こ

うした企業家・非企業家を明治以降の歴史の中でどのように位置付けるべきか、どのような評価を与えるべきかなど、未解明な部分の深掘りを目指して広く学際的研究を呼び掛ける実験的な意義はあるものとする。そこで昨年度の共通論題を受ける形で、2006年度年次大会での共通論題としてM&A、TOB等の分野で名を挙げた新旧の企業家・投資家等を事例として取り上げ、当該分野に関心を払って来られた小林和子、深見泰宏、山田充郎、山崎広明の4氏（発表順）にそれぞれ異なる時期と立場から報告をお願いすることとした。最初の小林報告は主として証券市場の観点から戦前と戦後にわたる買占め全般を、深見報告は明治期に多くの敵対的買収の手法を考案・敢行した末に収監された岡部廣を、山田報告は自分自身が相場師出身であり、しかも石井定七など戦前期の相場師が存分に活躍できる場を北浜だけでなく外地にまでも開設した島徳蔵を、山崎報告は同郷の堀江被告が絶えず目標としていた現代の当該分野での我国の第一人者と目される孫正義をそれぞれ個別企業家事例として取り上げて頂いた。各氏の立場や研究方法等は多様であり、時期も明治期から現代まで幅広く、当然ながらその着目点も相違するが、35分の短い報告時間の中で買占め行為者等の手法、創意や革新性、市場や世間の反応、世評、その結末・評価などとともに、可能なかぎり彼らのリスク感覚、リスク選好等への言及をお願いした。

- 1) 小川，平成17/6，小川，平成18の巻末に掲載した関連文献リスト参照。
- 2) 明治期②③④⑥と大正・昭和戦前期④⑤⑥⑦は小川，平成14，明治期①は小川，平成4と小川，平成15，同⑤⑨は小川，昭和62，同⑦は小川，平成14/12の二，同⑧は小川，平成14/12の一，大正・昭和戦前期①は平成11/11，小川，平成12，同②は小川，平成18，同③は小川，平成15/12，同⑧は小川，平成10をそれぞれ参照。
- 3) 石井定七は山田，平成15，富倉林蔵は小川，平成17/5，守山又三は小川，平成14/12の一，小原達明は小川，平成14，小野慶蔵は小川，平成13をそれぞれ参照。

- 4) 杉本正幸も兵庫農銀の「積極的営業方針」を「全国農工銀行中出色の活動」（杉本，大正13，627頁）と評価している。兵庫農銀については植田，平成12参照。
- 5) 高倉為三との関係が濃厚な加島銀行は，仕手筋として「[堂島派]といふ言葉が北浜市場に流れた」（T11.12.1大朝）時，高倉の金主と疑われて「私達が非常に迷惑するから以後株式相場には手を出さぬやう」（T11.12.1大朝）に高倉に戒告したほどであった。また大同生命も伊藤英一系統に増田ビルブローカー銀行とともに大口融資を取行していた。加島=大同の支援を受けた高倉・伊藤連合と，日本生命等の支援を受けた大農当局との対抗という色彩も想定されよう。
- 6) 池上電気鉄道は小川，平成16/12を参照。
- 7) 高知商業銀行重役背任事件大阪地方裁判所判決（『大阪銀行通信録』大正13年10月，122頁以下に所収）。
- 8) ここで「非企業家」群あるいは「似非企業家」とは正統派の「実業家」あるいは「企業家」と区別して，しばしば彼らに対する評語として使用されてきた成金，山師，政商，会社屋，虚業家など多くの類語の総称とした。詳しくは小川，平成17/6参照。なおある会社の株を買占め，その株を市価より高値で買戻させるグリーンメーラー [green mailer] などの語感については今後の検討課題としたい。

[参考文献]

- 明石照男「大正銀行史」明石照男（私家版），昭和13年朝比奈知泉「財界名士失敗談 上巻」毎夕新聞社，明治42年
- 井上準之助「戦後に於ける我国の経済及金融」『井上準之助論叢（一）』井上準之助論叢刊行会，昭和10年
- 今木善助・伊勢戸佐一郎「銘木浜日記」東方出版，平成元年
- 植田欣次「戦間期における『市街地金融』と不動産銀行の機能—兵庫県農銀の融資基盤の考察—」『地方金融史研究』第31号，平成12年3月
- 遠藤楼外楼「銀行罪惡史」日本評論社出版部，大正11年
- 小川 功「大阪生命の生保乗取りと日本生命の対応—鴻池財閥から山口財閥への移動説の吟味—」『保険学雑誌』516号，昭和62年3月
- 小川 功「明治期の私設鉄道金融と鉄道資本家—参宮鉄道における渋沢・今村・井上・片岡の役割をめぐって—」『追手門経済論集』第27巻1号，平成4年4月
- 小川 功「投機的資本家集団と銀行乗取—芸備銀行株主総会紛糾事件を中心として—」『彦根論叢』第312号，平成10年3月

小川 功「地方公益企業の乗取失敗と関与銀行家の苦悩—篠山軽便鉄道を事例として—」『彦根論叢』第321号，平成11年11月

小川 功「地方企業集団の財務破綻と投機的経営者—大正期「播州長者」分家の暴走と金融構造の病弊—」滋賀大学経済学部研究叢書第32号，平成12年

小川 功「破綻銀行経営者の行動と責任—岩手金融恐慌を中心に—」滋賀大学経済学部研究叢書第34号，平成13年

小川 功「企業破綻と金融破綻—負の連鎖とリスク増幅のメカニズム—」九州大学出版会，平成14年

小川 功「“虚業家” 守山又三のハイ・リスク行動と京都財界」『京都学園大学経済学部論集』第12巻第2号，平成14年12月（その一）

小川 功「生保破綻と“虚業家”による収奪—九州生命詐欺破産事件と河村隆実のリスク選好—」『滋賀大学経済学部研究年報』第9巻，平成14年12月（その二）

小川 功「湯布院・別府の観光開発の先駆者・小野駿一と油屋熊八」『滋賀大学産業共同研究センター報』第2号，平成15年6月

小川 功「大正バブル期における起業活動とリスク管理—高倉藤平・為三経営の日本積善銀行破綻の背景—」『滋賀大学経済学部研究年報』第10巻，平成15年12月

小川 功「“虚業家” 高柳淳之助による似非・企業再生ファンドの挫折—ハイ・リスクの池上電気鉄道への大衆資金誘導システムを中心に—」『滋賀大学経済学部研究年報』第11巻，平成16年12月

小川 功「証券業者による鉱山経営とリスク管理—八溝金山事件を中心として—」『彦根論叢』第354号，平成17年5月

小川 功「企業家と虚業家」『企業家研究』第2号，平成17年6月

小川 功「“虚業家”による泡沫会社乱造・自己破綻と株主リスク—大正期“会社魔” 松島肇の事例を中心に—」滋賀大学経済学部研究叢書第42号，平成18年

奥村千太郎「株式放資と売買術」文雅堂，昭和6年

小沢福三郎『株界五十年史』春陽堂，昭和8年

勝川喜之助編『相場今昔物語』日本経済新聞社，昭和27年

狩野雅郎『買占物語』銀行問題研究会，大正15年

小松盛忠編『とくさん 井上徳三郎君伝』昭和7年

杉本正幸『全国農工銀行発達史』全国農工銀行発達史発行所，大正13年

高橋隆編『大阪木材業外史』林業新聞社，昭和32年

武井裕『事業会社の今昔物語』大阪毎日新聞社，大正15年

南波礼吉『日本買占史』春陽堂，昭和5年

南波礼吉『株界生活六十年』河出書房，昭和28年

日本銀行調査局『本邦財界動揺史』大正12年，『日本金融史資料 明治大正編』第22巻，昭和33年

丹羽錠三郎『銀行会社と其幹部』東京経済記者協会倶楽部，大正7年

野依秀市編『財界実話』実業の世界社，昭和7年

長谷川光太郎『兜町盛衰記』第一巻，日本証券新聞社，昭和32年

花井卓蔵述『石井定七被告事件に就て』花本福次郎，大正15年

松永定一『北浜盛衰記』東洋経済新報社，昭和34年

三鬼陽之助『五島慶太伝』東洋書館，昭和29年

宮内亮治『虚構』講談社，平成19年

守田常直編『如水 弘世助太郎翁』日本生命保険，昭和15年

山口竹治郎『大貯回顧隨筆』山口竹治郎（私家版），昭和32年

山田充郎編『大和証券百年史』大和証券グループ本社，平成15年

【新聞・雑誌（略号）】

東日…東京日日新聞，東朝…東京朝日新聞，読売…読売新聞，中外…中外商業新報，日経…日本経済新聞，大毎…大阪毎日新聞，大朝…大阪朝日新聞，日出…日出新聞，神戸…神戸新聞，鉄道…鉄道雑誌，内報…帝国興信所内報，法律…法律新聞，保銀…保険銀行時報，M…明治，T…大正，S…昭和，H…平成の略